

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

和歌山国民年金 事案 883 (事案 205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの期間及び61年6月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から45年3月まで
② 昭和61年6月から63年3月まで

私は、申立期間①当時、母親が経営していた事業所で勤務していたが、20歳の時から申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していた。また、自分で事業所を始めてからも、この集金人に申立期間②の保険料を納付していたが、社会保険事務所(当時)からの回答によると、申立期間①及び②の保険料が未納とされているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回の申立てに当たり、新たな資料等はないが、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをはっきり記憶しているので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月8日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①において申立人が国民年金保険料を集金人に現年度納付することは困難であること、ii) 申立人は、申立期間①当初に納付した保険料額について、月400円から500円くらいであったと記憶しているが、申立期間①の保険料額は月200円から250円と差異が有り、申立人の記憶する保険料額は、申立人が記録上納付を開始した昭和46年度の保険料額とほぼ一致すること、iii) 申立期間②直前の昭和60年6月から61年5月までの申立人の保険料は、同年7月から63年3月にかけて1か月ずつ過年度納付されており、申立人は、申立期間

②の保険料についても、納付が遅れても後から必ず納付していたと主張しているが、社会保険事務所に保管されている領収済通知書を確認したところ、申立期間②直前の過年度納付の領収済通知書は全て確認できたが、申立期間②に係るものは見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成20年10月1日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立人及びその母親が経営していた事業所を、毎月訪れていた集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張するのみで、申立人から新たな資料等の提出は無い。

また、申立期間①について、前回の申立て後に導入された国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間②について、前回の申立て後に確認できたA市の国民年金被保険者に係る調査カードを見ると、昭和63年3月4日に戸別訪問による納付勧奨が行われたことが記載されているものの、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す記載は見当たらない。

加えて、前述の領収済通知書により確認できる昭和60年6月から61年5月までの国民年金保険料の領収日は、オンライン記録と一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点は見受けられない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。